

議案第 75 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関(法令又は条例若しくは市の機関の規則若しくは規程(以下「法令等」という。)の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関(法令等の規定により法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第 3 項において同じ。)が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることがで

きる場合は、この限りでない。

- 3 市の機関は、法別表第 1 の下欄又は法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報又は規則で定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は市の機関の規則若しくは規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第 3 欄に掲げる機関(法令等の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。)に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合について準用する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

機関	事務
1 市長	羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和 46 年羽曳野市条例第 27 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育 委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育 委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

14 教育委員会	幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	-------------------------------

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	羽曳野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、医療保険給付関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者

	付に関する事務であって規則で定めるもの	関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	重度身体障害者が居住する住宅改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	身体障害者が自ら運転するための自動車改造費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	身体障害者手帳交付申請のための診断料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	介護保険サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童扶養手当関

		係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別障害者手当等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第29号)による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの